

令和 2 年度の地方財政の課題

【通常収支分】

1. 人づくり革命、地方創生の推進等の重要課題への対応

地方団体が、少子高齢化に対応した人づくり革命や、防災・減災、国土強靱化をはじめとする暮らしの安全・安心の確保などの取組を進めるとともに、今後策定される予定の新たな「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下においても、引き続き、地域の実情に応じ、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生を推進することができるよう、安定的な税財政基盤を確保。

2. 地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化等

(1) 「新経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

特に地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。

(2) 地方分権推進の基盤となる地方税収を充実確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築。

(3) 地方法人課税における新たな偏在是正措置により生じる財源については、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用。

3. スマート自治体等の推進と財政マネジメントの強化

業務プロセス・情報システムの標準化等の行政のスマート化に向けた取組や、Society 5.0 を支える ICT インフラの整備を推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、水道・下水道の広域化等の公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保。

(連絡先)

自治財政局財政課

担当：志賀財政企画官、高橋係長

代表：03-5253-5111（内線23314、23323）

直通：03-5253-5612

FAX：03-5253-5615

令和2年度地方交付税の概算要求の概要

【要求の考え方】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保
- 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし16.8兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求
- 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

【要求内容】

- (1) 令和2年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ(4.7兆円)、平成8年度以来25年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
- (2) 財源不足の補填については、令和元年度までに講じていた方式と同様の方式と仮置きして積算している。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- (4) この概算要求は、仮置きの数値であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)
16兆8,207億円 + 事項要求 (R1 16兆1,809億円)
(R1比 +6,398億円)

令和2年度 地方交付税・地方特例交付金 概算要求の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(1) 通常収支分

(単位:億円)

| 項 目 | 令和2年度 要求額 A | 令和元年度 予算額 B | 増 減 額 (A-B) C | 増 減 率 C/B (%) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------|
| <地方交付税> | | | | |
| 一般会計からの繰入れ | 162,266 | 155,510 | 6,756 | 4.3 |
| 財投特会からの繰入れ | 0 | 1,000 | △ 1,000 | 皆減 |
| 地方法人税の法定率分 | 11,707 | 6,876 | 4,831 | 70.3 |
| 借入金償還 | △ 5,000 | △ 5,000 | 0 | 0.0 |
| 借入金等利子 | △ 770 | △ 792 | 22 | △ 2.8 |
| 前年度からの繰越分 | 0 | 4,215 | △ 4,215 | 皆減 |
| 返還金 | 4 | 0 | 4 | 皆増 |
| 計 | 168,207 | 161,809 | 6,398 | 4.0 |
| <地方特例交付金> | | | | |
| 一般会計からの繰入れ | 1,980 | 4,340 | △ 2,360 | △ 54.4 |
| 一般会計からの繰入れ 合 計 | 164,246 | 159,850 | 4,395 | 2.7 |

表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- この概算要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を前提とした仮置きの数値である。その考え方等は「令和2年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、令和2年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求の修正を行う。

【事項要求】

令和2年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来25年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。

(2) 東日本大震災分

(単位:億円)

| 項 目 | 令和2年度 要求額 A | 令和元年度 予算額 B | 増 減 額 (A-B) C | 増 減 率 C/B (%) |
|------------|-------------------|-------------------|---------------------|---------------------|
| 復興特会からの繰入れ | 事項要求 | 3,250 | — | — |

令和2年度地方交付税算定基礎

(単位:億円)

| 区分 | 令和2年度 当初要求額 A | 令和元年度 当初予算額 B | 増減額 (A-B) C | 増減率 C/B | |
|--------------------|---------------------------------|---------------------|-------------------|------------|-------|
| 一般会計 | 国税4税の法定率分等 ① | 157,079 | 152,877 | 4,202 | 2.7% |
| | 所得税 × 33.1% | 67,238 | 65,982 | 1,256 | 1.9% |
| | 法人税 × 33.1% | 43,292 | 42,560 | 732 | 1.7% |
| | 酒税 × 50% | 6,320 | 6,355 | △ 36 | △0.6% |
| | 消費税 × 19.5% (令和元年度は20.8%) | 42,585 | 40,335 | 2,249 | 5.6% |
| | (小計) | 159,434 | 155,232 | 4,202 | 2.7% |
| | 平成20、21、28年度補正予算精算分 | △ 2,355 | △ 2,355 | 0 | 0.0% |
| | (小計) | △ 2,355 | △ 2,355 | 0 | 0.0% |
| | 一般会計からの加算分 ② | 5,187 | 2,633 | 2,554 | 97.0% |
| | 法定加算等 | 5,187 | 2,633 | 2,554 | 97.0% |
| 臨時財政対策特例加算 | 0 | 0 | 0 | — | |
| 計(入口ベース) ①+②=③ | 162,266 | 155,510 | 6,756 | 4.3% | |
| 特別会計 | 地方法人税の法定率分 ④ | 11,707 | 6,876 | 4,831 | 70.3% |
| | 地方法人税 × 100% | 11,707 | 6,876 | 4,831 | 70.3% |
| | 返還金 ⑤ | 4 | 0 | 4 | 皆増 |
| | 特別会計借入金償還額 ⑥ | △ 5,000 | △ 5,000 | 0 | 0.0% |
| | 特別会計借入金利子 ⑦ | △ 770 | △ 792 | 22 | △2.8% |
| | 地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用 ⑧ | 0 | 1,000 | △ 1,000 | 皆減 |
| | 前年度からの繰越 ⑨ | 0 | 4,215 | △ 4,215 | 皆減 |
| 計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=⑩ | 5,941 | 6,299 | △ 358 | △5.7% | |
| 地方交付税総額(出口ベース) ③+⑩ | 168,207 | 161,809 | 6,398 | 4.0% | |

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

※1 令和2年度において、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成8年度以来25年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。

※2 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

令和2年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

(単位:兆円)

| 区 分 | 元年度 | 2年度 | | | 仮試算の考え方 |
|-----------------------|------|------|--------|-------|--|
| | | 増減 | 増減率(%) | | |
| (歳出) | 兆円 | 兆円 | 兆円 | % | |
| 給与関係経費 | 20.3 | 20.4 | 0.1 | 0.4 | R1給与改定所要額(人事院勧告(令和元年8月7日))の増 社会保障費の増(自然増及び充実分・人づくり革命分の増) R1年度同額 注)2参照 |
| 一般行政経費 | 38.4 | 40.2 | 1.7 | 4.5 | |
| 補助 | 21.5 | 22.9 | 1.4 | 6.6 | |
| 単独 | 14.2 | 14.5 | 0.3 | 2.0 | |
| 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費 | 1.5 | 1.5 | 0.0 | 3.1 | |
| まち・ひと・しごと創生事業費 | 1.0 | 1.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 重点課題対応分 | 0.3 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | |
| 投資的経費 | 13.0 | 13.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 直轄・補助 | 6.9 | 6.9 | 0.0 | 0.0 | |
| 単独 | 6.1 | 6.1 | 0.0 | 0.0 | |
| 公債費 | 11.9 | 11.7 | △0.2 | △1.4 | |
| その他 | 5.9 | 6.3 | 0.3 | 5.6 | |
| 計 | 89.6 | 91.6 | 2.0 | 2.2 | |
| うち一般歳出計 | 74.1 | 76.0 | 1.9 | 2.5 | |
| (歳入) | | | | | |
| 地方税等 | 42.9 | 43.6 | 0.8 | 1.8 | 「中長期の経済財政に関する試算」(令和元年7月31日内閣府)による名目成長率等を用いて試算 「令和2年度 地方交付税・地方特例交付金概算要求の概要」参照 社会保障費の増 注)3参照 (交付団体ベース) |
| 地方税 | 40.2 | 41.0 | 0.8 | 2.1 | |
| 地方譲与税 | 2.7 | 2.6 | △0.1 | △2.4 | |
| 地方特例交付金 | 0.4 | 0.2 | △0.2 | △54.4 | |
| 地方交付税 | 16.2 | 16.8 | 0.6 | 4.0 | |
| 国庫支出金 | 14.7 | 15.4 | 0.7 | 4.9 | |
| 地方債 | 9.4 | 9.5 | 0.1 | 1.1 | |
| うち臨時財政対策債 | 3.3 | 3.4 | 0.1 | 3.2 | |
| その他 | 6.0 | 5.9 | △0.0 | △0.2 | |
| 計 | 89.6 | 91.6 | 2.0 | 2.2 | |
| うち「一般財源」 | 62.7 | 64.0 | 1.3 | 2.0 | |
| うち(水準超経費除き)「一般財源」 | 60.7 | 61.7 | 1.0 | 1.7 | |

- 注) 1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「令和2年度地方交付税の概算要求の概要」とおりである。
- 2 「その他」のうち水準超経費については、地方法人課税における新たな偏在是正措置による影響を見込んでいない。また、偏在是正措置により生じる財源の取扱いについては、予算編成過程で必要な検討を行い、その全額を地方のために活用する。
- 3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。
- 4 会計年度任用職員制度施行に伴い必要となる歳出については、予算編成過程で必要な検討を行う。
- 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- 6 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。